

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年9月28日付け大住吉市民第109号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 8 月 8 日付け大住吉市民第 84 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 26 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年 4 月の『地域担当制活動状況調べについて（照会）』の回答にある住吉区において、①平成 19 年度～平成 22 年度の各連合の地域担当者名 ②平成 22 年 5 月時点の地域担当者 31 名の役割が分かる文書 ③又、苅田北連合の盆踊り大会（平成 23 年 7 月 16 日・17 日）に参加した区長以外の職員の分かる文書（市内出張命令簿・市内出張交通費請求明細書等） ④及び、各連合の地域情報が蓄積された全『地域カルテ』」の公開請求を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、上記の公開請求のうち「③又、苅田北連合の盆踊り大会（平成 23 年 7 月 16 日・17 日）に参加した区長以外の職員の分かる文書（市内出張命令簿、市内出張交通費請求明細書等）」（以下「本件請求」という。）については、本件請求に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

なお、実施機関は、本件決定のほかに、上記の公開請求のうち「①平成 19 年度～平成 22 年度の各連合の地域担当者名」については、平成 23 年 8 月 8 日付け大住吉市民第 82 号による公開決定を、「②平成 22 年 5 月時点の地域担当者 31 名の役割が分かる文書」及び「④及び、各連合の地域情報が蓄積された全『地域カルテ』」については、

同日付け大住吉市民第 83 号及び大住吉市民第 85 号によりそれぞれ不存在による非公開決定を行っている。

記

「地域の盆踊り大会への参加は、職務として取り扱っておらず、当該公文書は存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 29 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 住吉区役所市民協働課長は、本年度は盆踊り大会・敬老大会・運動会には参加して、コミュニケーションを図り広聴活動をするというが、本件請求に係る公文書を保有していない理由に職務として取り扱っていないとある。詳しく説明する必要あり。
- 2 地域の基幹会議への参加・盆踊り大会や運動会や敬老大会等への参加を実施機関として努めるよう求めているとしているのに、なぜ苅田北連合の盆踊り大会に参加することが、努めるよう求められている事以外になるのか。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、地域担当制に取り組むに当たり、地域担当職員に連合町会長会議や地域社会福祉協議会会議などの地域の基幹会議への参加とともに、地域の盆踊り大会や運動会、敬老大会などの行事へも積極的に参加し、地域情報の収集等に努めるよう求めている。そのためには、地域行事に積極的に参加するなどして、地域の役員等と面識を作り、顔と顔の信頼関係を築くことが必要である。しかし、盆踊り大会等地域行事への参加に際しては、時として飲食などもともにしながら懇親することもあり得ることから勤務としては扱っていない。
- 2 本件請求にかかわって市内出張命令簿や市内出張交通費請求明細書等の参加者が分かる公文書は存在しない。また、参加者名簿のような公文書も作成していないため、本件請求に当たる公文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件請求に係る公文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

(1) 実施機関によると、盆踊り大会等地域行事への参加は、時として飲食などをともにしながら懇親することもあり得るため、地域行事への参加を勤務としては取り扱っておらず、本件請求にかかわって市内出張命令簿や市内出張交通費請求明細書等の参加者が分かる公文書は存在せず、また、参加者名簿のような公文書も作成していないとのことである。

(2) 一方、異議申立人は、住吉区役所市民協働課長は、本件請求に係る公文書を保有していない理由として職務としていないためと主張しているが、最低限、地域行事に参加することは職務であるべきであるとして、本件請求に係る公文書の公開を求めている。

(3) ところで、本件請求にある「平成23年7月16日・17日」は土曜日及び日曜日であるところ、大阪市の休日を定めた「大阪市の休日を定める条例」（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項本文において「次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。」と規定し、同条同項第1号で市の休日として「日曜日及び土曜日」を掲げている。

また、本件決定当時、「事務専決規程」（昭和38年大阪市達第3号）第23条では区長の専決できる事項を定めており、同条第1号において「…課長の…休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令…に関する事」が区長の専決事項とされている。さらに、「区役所課長等専決規程」（昭和43年大阪市達第6号）第2条では区役所の課長及び担当課長の専決できる事項を定め、同条第2号において「所属職員の…休日勤務に係る命令…に関する事」が区役所の課長及び担当課長の専決事項とされている。

したがって、区役所の職員が休日勤務を行う場合には、上記各規程に基づき区長、課長又は担当課長から休日勤務に係る命令を受ける必要があることが認められる。

(4) そこで、当審査会において、住吉区役所における平成23年7月16日及び17日の休日勤務命令簿及び苅田北連合を担当する地域担当職員の両日の勤務状況を示す出勤簿一覧を見分したところ、両日に苅田北連合を担当する地域担当職員に対する

休日勤務命令及び当該職員が休日勤務をして参加したことが分かる記録は見当たらなかった。上記から、荻田北連合を担当する地域担当職員が荻田北連合の盆踊り大会（平成 23 年 7 月 16 日及び 17 日）に休日勤務命令に基づき参加していないことは明らかであり、異議申立人が本件請求において公開を求めている市内出張命令簿及び市内出張交通費請求明細書をはじめとした荻田北連合の盆踊り大会に参加した区長以外の職員の分かる公文書が存在しないことは言うまでもない。

なお、上記を踏まえると、少なくとも両日に勤務したことが分かる公文書は確認できず、また、住吉区役所職員が自らの私的な時間を利用して盆踊り大会に参加した可能性はあるものの、大阪市は私的な立場での盆踊り大会への参加まで関知するものではない。しかも、当審査会では職員の誰が私的な立場で参加したか否かも含め探索すべき手段は持ち得ておらず、荻田北連合の盆踊り大会に区長以外の職員が参加したか否かまで明確にすることはできない。

(5) 上記(3)及び(4)から、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美、
委員 小谷寛子、委員 松戸浩

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 38 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 9 月 28 日	諮問
平成 24 年 3 月 30 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 4 月 11 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 6 月 22 日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成 24 年 7 月 27 日	審議（論点整理）
平成 24 年 8 月 20 日	審議（答申案）
平成 24 年 9 月 7 日	審議（答申案）
平成 24 年 10 月 9 日	審議（答申案）
平成 24 年 10 月 26 日	審議（答申案）
平成 24 年 11 月 9 日	審議（答申案）
平成 24 年 12 月 3 日	答申